

農地中間管理事業に係る大雨災害に対する支援について

この度の大雨災害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

農地中間管理事業を利用されている農家の皆様のうち、令和6年7月25日からの大雨により被災された方を対象に、農地賃料に関する支援措置を実施しています。支援を希望される方は、申請が必要となりますので、戸沢村農業委員会（産業振興課内）までご相談ください。

＜支援内容＞

1 受け手の賃料の支払いを猶予

◇大雨災害により賃料を約定支払日までに支払うことが困難な場合は、賃料の支払猶予を申請できます。

◇所定の申請用紙により、令和6年9月6日（金）まで、申請してください。

（注意事項）

出し手の方には、機構が賃料を契約どおりお支払いします。

通常の支払期限
令和6年11月20日



猶予後の支払期限
令和7年3月3日

2 受け手と出し手の賃料の減額

◇大雨災害により賃料を減額する場合は、受け手と出し手の同意により賃料の減額申請をすることができます。

◇所定の申請用紙により、令和6年9月6日（金）まで、申請してください。

（注意事項）

減額終了後は減額前の賃料に戻ります。翌年度も減額する場合は、その都度減額申請する必要があります。

農地の出し手（所有者・貸付者）の同意が必須となりますので、双方で話し合った上で担当までお申し出ください。

【お問い合わせ】

戸沢村農業委員会 Tel 0233-72-2527（内線257）